

フランスの再生可能エネルギー振興策

福井 千衣

- I はじめに
- II 原子力発電と省エネルギー政策
- III EU 指令による再生可能エネルギーの導入
- IV 再生可能エネルギー振興策としてのエネルギー基本法案
- V おわりに

I はじめに

2001年9月27日、再生可能エネルギー源の振興に関する EU 指令が採択され、この指令にもとづき、フランスは、2010年における再生可能エネルギーの国内電力市場における消費量が総電力消費量の21%を占めるまでその生産量を増やすという目標値を設定した。

フランスは、過去30年にわたり原子力発電を中心にエネルギー自給率を高めてきた背景があり、国内における原子力発電のシェアが圧倒的であるため、再生可能エネルギーを振興する政策的推進力は希薄であった。また、産業界の無関心や収益性の低さの問題、地方住民の心理的抵抗などにより、上記の目標値の達成は不可能に近いといわれている。

しかし、上記の EU 指令から3年後の2004年5月5日、おりしも原油価格が高騰した時期に、政府はエネルギー基本法案を下院に上程した。サルコジ経済・財政・産業相（当時）は、法案の提案理由説明で、地球温暖化対策としての総合的エネルギー政策を述べるなかで、省エネルギー政策や原子力発電政策の維持とともに、再生可能エネルギーの奨励を掲げた。同法案審議中の同年秋には、ラファラン首相がバイオ燃料

工場の視察を行い、バイオ燃料産業の振興を国家的政策課題とする声明を発表するなど、政府は今後、着実に再生可能エネルギー振興策を実施していく姿勢を示している。

以下に、フランスのエネルギー政策史における再生可能エネルギーの位置づけを検討したのち、エネルギー基本法案を含めた再生可能エネルギー振興策を紹介する。

II 原子力発電と省エネルギー政策

(1) 原子力発電の圧倒的シェア

現在に至るフランスのエネルギー政策の基礎は、1946年及び1973年における政府の決定により築かれた。^(注1)第二次世界大戦直後の1946年、政府は、フランスの経済発展の牽引車とするべく、^(注2) 国営の電力公社（EDF）の設立を決めた。1973年には、第一次石油危機を機に、エネルギー自給率を上げるために、EDF が原子力発電所の経営を行うこととした。また、同時に、「浪費撲滅」（chasse au gaspi）という標語を掲げた省エネルギー政策が開始された。

EDF は国内に向けて独占的な電力供給を行い、2000年の国内電力市場の自由化以降も、引き続き圧倒的なシェアを誇っている。さらに、EDF は国内の原子力発電所の建設・運転を独占的に行っており、世界最大の原子力発電会社となっている。^(注3)2004年4月、政府は、EU 指令に基づく1999年以降の欧州電力市場の自由化の流れの中で、EDF が国内だけでなくヨーロッパ諸国に向けて電力の供給を行うことができるよう、エネルギー政策を展開していくこととした。

フランスは、47.2%という高水準のエネルギー自給率を維持している。経済・財政・産業省エネルギー・一次産品局（DGEMP）が2005年2月にまとめた「エネルギー概況（2005年1月）^(注4)」によれば、2004年2月から2005年1月までの1年間で、一次エネルギー総消費量は2.7億 tep^(注5)（石油換算トン）であり、一次エネルギー生産量は1.3億 tepであった。一次エネルギー生産においては、原子力発電が1.2億 tepで9割以上を占め、以下、水力発電、石油、天然ガス、石炭と続く。また、原子力発電量は4,280億 kWhで、フランスの総発電電力量の約4分の3を占める。

原子力発電は、放射能漏れ事故などのリスクがつきまとうが、低コストといわれているため、フランスの家庭用電気料金は欧州諸国の平均値に比べ10%割安となっている。また、原子力発電は二酸化炭素排出量が少なく、その結果、フランスの二酸化炭素排出量は、ドイツよりも40%、イギリスよりも35%少なく抑えられている^(注6)。政府は、当面、化石燃料と原子力の並用政策を維持する方針である。

1977年フェッセンハイムに建設された最初の原子炉をはじめ、フランスの原子力発電所は老朽化が進んでおり、2011年には原子炉の半数が建設後30年を経過するため、政府は、原子炉が寿命を迎える2015年から2020年にかけて、従来型に比べて10倍安全で10%コストが安く、核廃棄物排出量が15%～30%少ないといわれている欧州加圧水型炉（EPR）への移行を開始する予定である。これにより、フランスは、今後50年間は原子力発電を維持することとなった。

(2) 地球温暖化と省エネルギー政策

フランスでは、2003年夏の猛暑により1万人以上の死者が出たことを機に、地球温暖化防止対策が喫緊の課題として捉えられるようになった。地球の気温を安定化させるためには、現在、

全世界から炭素換算で70億トン排出されている二酸化炭素を半減しなければならず、とくに先進国は、今後50年間で毎年3%ずつ削減する必要があるとされている。2004年4月、政府は、以下のように地球温暖化防止策^(注7)を掲げた。

- ① エネルギー消費量が現状のままならば、フランスは今後30年間でエネルギー生産量を倍増させなければならない計算になることから、石油危機の反動で石油価格が急落した1986年を境に忘却されていた省エネルギー政策を復活させ、次のような対策を講ずる。
 - (i) 自動車業界との協力により、自動車の販売価格と年間のガソリン代を併記する。
 - (ii) 効率的な暖房設備を奨励するために、2000年に定められた新築住宅の暖房に関する基準を少なくとも10%下げ、改築についてもエネルギー効率の基準を遵守するよう建築業界に要請する。
 - (iii) 道路に速度制限を設ける。
 - (iv) 重点的に鉄道、河川・海上交通の整備を行う。
 - (v) ガス供給者が効率的な家庭暖房を供給することを奨励する法律を制定する。
 - (vi) 環境保護に充てられる目的税としての環境税を2005年度予算法に盛り込む。
- ② 枯渇ガス田への二酸化炭素の貯留技術^(注8)の開発や電気・ガスの効率向上をはかるための研究開発に対して、財政的措置を講ずる。

また、このとき政府が掲げた地球温暖化防止策の一環として、再生可能エネルギーの奨励が強く訴えられ、それがエネルギー基本法案へとつながった（後述）。

Ⅲ EU 指令による再生可能エネルギーの導入

(1) 2001年 EU 指令と2003年の再生可能エネルギー生産実績

2001年9月27日、国内電力市場において再生可能エネルギー源から生成された電力を振興する EU 指令 (2001/77/EC)^(注9) (以下「2001年 EU 指令」という。) が採択された。この指令にもとづき、フランスは、2010年における再生可能エネルギーの国内電力市場における消費量が総電力消費量の21%を占めるまでその生産量を増やすという目標値を設定した。^(注10)

1997年の京都議定書の採択、2003年のイラク戦争勃発を経て、石油依存度を低下させ、地球温暖化防止に役立つ石油代替エネルギーとしての再生可能エネルギーに注目が集まるようになった。フランスでも一部の環境保護主義者を中心に、風力発電や太陽光発電、バイオマスの推進が提唱されるようになった。

フランスは自然のエネルギー源が豊富で、とくに水力発電と木材燃料に恵まれているため、フランスの再生可能エネルギー生産量は、2001年では EU 15か国の生産量の20%を占める。^(注11) これは、スウェーデンと同程度の生産量である。

フランスにおける2003年の再生可能エネルギー源による発電量は703億 kWhであったが、これは前年比で1.5%の減少である。主な原因は、2003年の猛暑により春夏の降水量が激減し、再生可能エネルギー源による発電の92%を占める水力発電の生産量が減少したためである。^(注12) 一方、熱利用による再生可能エネルギー (énergies renouvelables d'origine thermique) の発電量は、前年比9%の増加となった。このうち第1位を占める廃棄物発電は、33億 kWh の電力を生産する新処理装置コージェネレーション^(注13)の技術進歩により、過去5年間の生産量の約3倍の生産が可能になった。その他、再生可能エネルギー源による発電については、風力発電が3.4億

kWh で前年比27%増となり、配電網に接続された太陽電池パネルの表面積は、約3倍に増加した。

木材及び廃木材等の再生可能エネルギーによる熱エネルギー生産量は、とくに暖房用木材の消費の増大により、1,100万 tep にのぼった。その内訳は、木材及び廃木材 (83%)、都市廃棄物 (8%)、バイオ燃料 (4%)、ヒートポンプ^(注14) (2%) の他、太陽熱、地熱、バイオガス、穀物廃棄物の順となっている。

以上のように、2003年の再生可能エネルギー源による発電量と熱生産量の合計は、1,600万 tep であった。2003年末現在、総電力消費量に占める再生可能エネルギー源による発電の比率は15.7%である。再生可能エネルギーの生産により、石油をはじめとする総額約300万ユーロのエネルギー輸入が抑制され、4万3000人の雇用が創出されている。^(注15) その他、風力、太陽熱は、発電効率の向上が見込まれており、将来的な雇用の創出も期待されている。総じて、再生可能エネルギーは、主に地方の雇用創出、国土整備に貢献することが期待されている。

再生可能エネルギー源による熱生産についてみると、木材、穀物廃棄物その他のバイオマスの利用を拡大する余地があり、今後は、国及び地方公共団体が再生可能エネルギー奨励策を主導していくことが検討されている。また、他の燃料と同様、木材燃料による地域暖房ネットワーク (réseaux de chaleur au bois) に対する付加価値税を5.5%減額することが提案されている。

しかしながら、Ⅱ(1)に述べたような原子力発電の圧倒的存在感をはじめ、再生可能エネルギーに係る規制による足かせ、公的財政支援の欠如ということも背景にあって、このままでは2001年 EU 指令に基づく目標値の達成は不可能なのではないかとの疑問も投げかけられている。

(2) 現行の再生可能エネルギー振興策

① 固定価格買取制度 (Obligation d'achat)

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、公共電気サービスの現代化及び振興に関する2000年2月10日の法律^(注16)により導入された。フランス電力公社(2004年11月からフランス電力会社。EDF)と地方配電企業(ELD)は、再生可能エネルギーを利用して12MW未満^(注17)の規模の設備で発電を行う生産者からの申し出があった場合、当該設備で生産された電力を購入する義務を課せられる。この法律の制定以前に設備を稼動し始めた再生可能エネルギー生産者は、EDF又はELDとの交渉を経て、国又は地方公共団体が許可した契約モデルにもとづく買取契約(contrats d'achat)を結ぶことができる。

電力生産者に支払われる固定価格は、市場価格よりも高いため国の援助を受けることになるが、2001年EU指令の前文には、再生可能エネルギー振興の方法の一つとして、EU構成国は「国レベルで様々な再生可能エネルギー支援メカニズムを適用」することが明記され、直接的な価格支援制度が例示されているため^(注18)、上記の2000年法で定められたフランスの固定価格買取制度は、このEU指令にも合致するものであった。

2003年末現在、この法律の適用を受けて稼動する設備は水力96か所、風力30か所で、累積設備容量はそれぞれ260MWと168MWとなっている^(注19)。

エネルギー規制委員会^(注20)(CRE)は、この制度のもとで発電される2004年の電力量を、水力80億kWh、廃棄物焼却熱17.2億kWh、風力9億kWhと予測している。また、都市部におけるEDFとELDの固定価格買取制度による追加費用は、2004年には10億ユーロ超に上るものと予想されている。この内、水力については1.8億ユーロ、風力については4,700万ユーロとなっている。

しかしながら、2004年8月9日の電力及びガス会社の公共サービスに関する法律^(注21)第33条5°が、固定価格買取制度の恩恵を受けている設備がこの契約を結ぶことを一回までと限定しているため、固定価格買取制度の再生可能エネルギー振興策としての効果は大きくないとみられている。

また、エネルギー規制委員会(CRE)は、2001年度の報告中で、風力の固定価格買取制度が非効率的であったとの評価を下している。

② 競争入札 (Appel d'offre)^(注22)

前述の2000年2月10日の法律第8条に基づく2003年3月7日のアレテにより、電力生産に係る複数年度投資計画(PPI)^(注23)が策定された。政府はPPIに定められた目標値の達成のために、競争入札手続の監督機関であるCREが、購入義務付けによる生産の振興が不十分であると判断した場合には、競争入札の開始を決定することができる。この規定に基づき、エネルギーを所管する大臣は、2003年及び2004年に競争入札を3回行った。競争入札が終了した2004年7月から2005年1月までの期間、CREは入札参加者の応募書類の審査を行い、同大臣は、CREの意見を聴取した後、2004年末までに第一次入札の落札候補者を選考することが決められた^(注24)。

CREは、競争入札メカニズムについて、競争による最適な価格の決定及び公権力による生産量の制御を可能にするため、固定価格買取制度に比べて低コストで効率的な支援策であると評価している。

③ 財政補償メカニズム

フランスは、前述の2000年2月10日の法律により、電気公共サービス拠出金(CSPE)^(注25)を通じて、一定の追加費用に対して財政補償を行うメカニズムを定めている。

DGEMPは、2001年EU指令に基づく目標値

を達成するために、2010年までの再生可能エネルギー発電設備の増設目標値を次のとおり掲げている。この目標値が達成された場合、CSPEを通じて行われる2010年の財政補償額は、15億～26億ユーロに上ると試算されている。

- ・風力：7,000 MW～1万 MW
- ・水力：2,000 MW～6,000 MW
- ・バイオガス・バイオマス：
1,000 MW～1,850 MW
- ・地熱：50 MW～120 MW
- ・太陽電池：10 MW～150 MW

IV 再生可能エネルギー振興策としてのエネルギー基本法案

(1) 政府の新たな再生可能エネルギー振興策

2004年4月、政府は、地球温暖化防止策として、省エネルギー政策、原子力発電の維持とともに、再生可能エネルギーの奨励を大々的に掲げた。

再生可能エネルギーは、現在、エネルギー消費量の6%を占めるにすぎないが、その生産の奨励により雇用創出が期待されるとともに、今後の石油・天然ガスを代替するものとなりうる。政府は次の目標を掲げている。

- ① 2015年をめどに、熱として採取される再生可能エネルギー（木材、廃棄物発電、太陽光発電）の生産量を50%増加させる。2003年度には1年間で8%の増加をみたことから50%増も不可能な数字ではなく、その実現のために、スペインで実施されている太陽熱利用システム導入政策にならい、再生可能エネルギーが利用されていることを地方公共団体の建築許可証付与の要件とする。
- ② 再生可能エネルギー全般について、2001年EU指令による目標値を達成するために、現在の水力発電を維持し、風力発電を奨励する。財政的無駄を省き、国民の抵抗を避けるため

に、風力発電については引き続き競争入札を実施し、地方における討論会を開催する。

- ③ エネルギー基本法案にバイオ燃料の生産を奨励する規定を盛り込む。

このほか、政府は、バイオ燃料、水素燃料又は燃料電池で走る自動車と太陽電池の研究開発を奨励するための財政的措置を講ずるとしている。

(2) エネルギー基本法案

こうした政府の方針を受けて、2004年5月5日、エネルギー基本法案 (Projet de loi d'orientation sur l'énergie)^(注26) が下院に上程され、同年6月1日に下院で、6月10日に上院で、それぞれ第一読会を通過した。翌2005年3月、中断されていた審議が再開された。同法案は、国家エネルギー戦略、エネルギー需要の抑制、再生可能エネルギー、エネルギー送配電網の均衡及び質、並びに雑則から構成され、次のような再生可能エネルギー振興策を盛り込んだものである。

① エネルギー政策全般に係る目標値

最終エネルギー強度 (intensité énergétique finale) を2015年まで毎年2%ずつ削減し、2050年まで温室効果ガスを毎年3%ずつ削減し、最終的に現在の4分の1とする（上院第一読会で修正を受けた第1条の7のB (article 1er septies B)）。

② エネルギー源の多元化

2010年をめどにエネルギー生産量に占める再生可能エネルギーの比率を21%に増やし、同じく2010年をめどに熱生産に占める比率を50%増やす（上院第一読会で修正を受けた第1条の7のE (article 1er septies E)）。

③ 再生可能エネルギーを利用した都市計画

再生可能エネルギーの生産工場の設置を促進するために、地方都市計画 (PLU)^(注27) で定め

る土地占有率を超えることも認める。

④ 風力発電

各県の景観委員会 (commission des sites, perspectives et paysages) の意見を聴取した後、風力発電設置許可証を交付する権限を市町村長又は市町村間協力公設法人 (EPCI)^(注28) 議長に付与する (下院の第一読会で加えられた第8条の2 (article 8 bis))。しかし、このような権限の委譲は、風力発電の振興に水をさすことになりうるため、風力発電設置許可証を付与する権限は県知事が有することとし、市町村長の意見も聴取するとした上院第一読会での再修正が最終的に採用されると見られている。

⑤ エネルギー原料証明書

再生可能エネルギーの生産を奨励するために、輸送系統管理部門 (GRT) 又は配電系統管理部門は、エネルギー生産者に、フランスで生産され、かつ配電網に注入された再生可能エネルギー源による発電量又はコージェネレーションによる発電量を明記したエネルギー原料証明書を付与する (第9条)。この制度の信頼性及び透明性を確保するために、GRT は原料証明書の発行記録を一般に公開する。公開される情報は、消費者の「グリーンエネルギー」又はコージェネレーションによるエネルギーの利用を促進する一助となることが期待されている。

V おわりに

エネルギー基本法案は、政府案の提案当初、2004年中に可決される見通しであったが、上述のとおり審議が遅れているため、例えば、2005年度予算法に、太陽電池を含む再生可能エネルギーを利用した設備に対する40%の税額控除が盛り込まれるなど、^(注29) 同法案に含まれる再生可能エネルギー振興策が先行する別の法律により規

定されることになった。

2003年に政府がエネルギーに関する国民討論を開催したことにより、それまで国民の70%がエネルギーに無関心であったフランスで、エネルギー問題に関する議論が深まりつつある。2004年6月、DGEMPの委託を受けて生活研究センター (CREDOC) が行ったエネルギーに関するアンケート調査によれば、フランス国民が、高値での買取を含む政府の積極的な再生可能エネルギー支援策を望んでいること、原子力発電に対してマイナスのイメージを持ちつつあることが明らかになった。^(注30)

再生可能エネルギーを省エネルギーの手段とすることに対しては、いまだ空理空論であるとする見方もあるが、風力発電については、発電所建設に反対する環境保護団体もある一方で、唯一、環境に優しいとの評価が固まりつつある。エネルギー問題は、一般の国民にとっては高度に専門的な内容であることから、今後の再生可能エネルギー振興も政府主導で行われていくことと思われる。

注 (法令はすべてフランス政府法令サイト <<http://www.legifrance.gouv.fr/>>より検索した。インターネット情報はすべて、2005年5月31日現在である。)

(1) 「バイオ燃料：ヴェネットにおける首相演説 (2004年9月7日)」。フランス首相官邸サイト :<http://www.premier-ministre.gouv.fr/acteurs/discours_9/biocarburants_discours_premier_ministre_51125.html>

なお、バイオ燃料の増産のためには、コスト高という障壁を取り除く必要があるため、2004年7月13日、バイオ燃料の生産技術及び振興に関する円卓会議が開催された。参加者の主な所属機関は次のとおりである。フランス下院サイト :<<http://www.assemblee-nat.fr/documents/table-ronde-biocarburants.pdf>>

経済・財政・産業省エネルギー・一次産品局

(DGEMP)

環境・持続的開発省

環境・エネルギー管理公社 (ADEME)

農業・食糧・漁業・農村問題省

原子力庁 (CEA)

国立科学研究センター (CNRS)

国立農業研究所 (INRA)

農業燃料開発協会 (ADECA)

穀物生産者共同組合 (AGPB)

甜菜 (てんさい) 栽培連盟 (CGB)

油性種子生産者連盟 (PROLEA)

農業アルコール生産者組合 (SNPAA)

石油産業組合 (UFIP)

自動車製造業委員会 (CCFA)

(2) ニコラ・サルコジ経済・財政・産業相 (当時) のエネルギー政策表明演説 (2004年4月15日)。フランス下院サイト: <<http://www.assemblee-nat.fr/12/dg/dg1547.asp>>

(3) 詳細は「フランスの電気事業および原子力産業 (14-05-02-06)」(「原子力百科事典 ATOMICA」)。文部科学省サイト: <http://mext-atm.jst.go.jp/atomica/14050206_1.html>

(4) 「エネルギー概況 (2005年1月)」。フランス経済・財政・産業省サイト: <<http://www.industrie.gouv.fr/energie/statisti/pdf/conjoncture.pdf#search=energies%20matieres%20premieres%20conjoncture%20energetique%202004>>

なお、一次エネルギーとは、いろいろな形のエネルギー源となる最初のエネルギーのことをいい、石油・石炭・天然ガス等の化石燃料、原子力の燃料であるウラン、水力・太陽・地熱等の自然エネルギー等自然から直接得られるエネルギーをさす。これに対し、一次エネルギーを変換・加工して得られる電気やガソリン、都市ガス等のエネルギーを二次エネルギーと言う。

(5) 単位 (tep) は tonnes équivalent pétrole (石油換算トン) の略。Mtep は Million de tonnes équivalent pétrole (100万石油換算トン)。

(6) ヨーロッパの電力生産の34%を占めている原子力発電は、全欧の自動車からの排出量とほぼ同量の温室効果ガスの排出を抑えることに貢献している (注(2)に同じ)。

(7) 注(2)に同じ。

(8) 富士総合研究所「石炭・天然ガス活用型二酸化炭素固定化回収利用技術 (平成14年4月)」。独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) サイト: <<http://www.nedo.go.jp/iinkai/hyouka/bunkakai/14h/8/1/7.pdf>>

(9) 「国内電力市場において再生可能エネルギー源から生成された電力を振興する2001年9月27日のEU指令 (2001/77/EC) (Directive 2001/77/CE du Parlement européen et du Conseil, du 27 septembre 2001, relative à la promotion de l'électricité produite à partir de sources d'énergie renouvelables sur le marché intérieur de l'électricité)」。EUサイト: <http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexplus!prod!DocNumber&type_doc=Directive&an_doc=2001&nu_doc=0077&lg=FR>

(10) 「再生可能エネルギー振興政策に関する経済環境国土委員会報告書 (2003年10月21日)」→「II.再生可能エネルギー支援の目的」→「E.EU指令 2001/77/ECに基づく数値目標」。フランス下院サイト: <http://www.assemblee-nationale.fr/12/rap-info/i1153.asp#P411_35128>

(11) 「再生可能エネルギー生産概況」。フランス経済・財政・産業省サイト: <http://www.industrie.gouv.fr/energie/renou/fle_ren.htm>

(12) 2004年11月25日の経済委員会意見書第76号 (Avis n° 76 (2004-2005) de M. Roland COURTEAU, fait au nom de la commission des affaires économiques, déposé le 25 novembre 2004) (CHAPITRE IV → I → 「A フランスにおける再生可能エネルギーの2003年度概況 (Le bilan des ENR en France en 2003)」)。フランスの再生可能エネルギーは、水力に次いで、都市廃棄物 (4.7%)、木材 (1.9%) の他、

- 風力、バイオガス、太陽電池となっている。フランス上院サイト：<http://www.senat.fr/rap/a04-076-6/a04-076-6.html>。)
- (13) コージェネレーションは、天然ガス、石油製品、石炭、廃棄物及びバイオマスを用いて電力と熱を同時に生産するシステムのことをいう。燃料からの電力生産時に、消費される一次電力の半分以上が熱として消失するため、概ね生産されたエネルギーの半分しか使われないことになるが、発電時に発生する熱を地域暖房などに再利用すれば、一次エネルギーの利用効率を大幅に改善することができ、80%の生産効率を達成することも可能になる（「エネルギー用語集:Cogénération」）。フランス DGEMP サイト：<http://www.industrie.gouv.fr/energie/comprendre/lexique.htm>
- (14) ヒートポンプとは、低温の熱源から熱を汲み上げて高温の熱源にする機器のことである。河川水、海水、下水等の水を熱源として、その熱をヒートポンプ等で汲み上げることにより、給湯、暖房、冷房等の用途に利用される（「原子力百科事典 ATOMICA」）。文部科学省サイト：http://mext-atm.jst.go.jp/atomica/01050211_1.html
- (15) 内訳は、水力利用の発電及び送配電の事業に携わる者が約18,000人、燃料用木材の生産にフルタイムで携わる者が25,000人となっている（注(12)に同じ）。
- (16) 公共電気サービスの現代化及び振興に関する2000年2月10日の法律第2000-108号（Loi no 2000-108 du 10 février 2000 relative à la modernisation et au développement du service public de l'électricité）。
- (17) この規制のため、EDF は12 MW 以上発電する風力発電所からは電力を購入しない。「この規制によれば、一か所に6基以上風車を建設することができない」と再生可能エネルギー組合（SER）委員長はいらだちをあらわにする。このような状況においては、風車一基の建設に200万ユーロかかる風力発電の採算性を上げることは困難である。SER は、行政手続の簡素化、風力発電電力規制枠を現在の12 MW から50 MW に増やすこと、EDF の買取価格の引上げを要求している（“La longue marche des énergies renouvelables”, *La Tribune*, 15 décembre 2004）。
- (18) 2001年 EU 指令（2001/77/EC）前文中の(14)（注(9)に同じ）。
- (19) 注(12)に同じ（CHAPITRE IV → I → 「B 再生可能エネルギー支援策（Les mécanismes de soutien des ENR）」）。
- (20) フランスエネルギー規制委員会（Commission de régulation de l'énergie）サイト：<http://www.cre.fr/>（last access 2005.2.28）
- (21) 電気及びガス会社の公共サービスに関する2004年8月9日の法律第2004-803号（Loi n° 2004-803 du 9 août 2004 relative au service public de l'électricité et du gaz et aux entreprises électriques et gazières）。
- (22) “appel d'offre” は、「募集選考」とも訳され、事前に競争した業者の中から行政が自由に契約の相手方を選択することができるという、公契約の締結の一方式をさす（『フランス法律用語辞典 第2版』三省堂、2002）。
- (23) 電力生産に係る複数年度投資計画に関する2003年3月7日のアレテ（Arrêté du 7 mars 2003 relatif à la programmation pluriannuelle des investissements de production d'électricité）の第3条に規定される（「複数年度投資計画の実施（2004年4月）」）。フランス経済・財政・産業省サイト：http://www.industrie.gouv.fr/energie/electric/textes/se_ppi.htm
- (24) 競争入札における再生可能エネルギー発電量の割当は、分野別に、バイオマス（200 MW）、バイオガス（50 MW）、海上風力（500 MW）、陸上風力（500 MW）となっている（注(19)に同じ）。
- (25) CSPE とは、contribution au service public de l'électricité の略称。
- (26) Projet de loi d'orientation sur l'énergie. フランス下院サイト：<http://www.assemblee-nat.fr/12/dossiers/energie.asp>

- (27) 地方都市計画(Plan Locaux d'Urbanismes)とは、市町村単位で建築用途、容積、外観等の制限を具体的に設定すること。PLU未策定の市町村では、「全国都市計画規則」に準拠することが求められる。内閣府サイト：<<http://www8.cao.go.jp/kisei/giji/03/wg/action/05/4-2-2.pdf>>
- (28) EPCI (Etablissements publics de coopération intercommunale).
- (29) 2005年度予算法案の審議過程における下院経済環境領土委員会議事録(2004年10月27日)。フランス下院サイト：<<http://www.assemblee-nationale.fr/12/cr-cpro/04-05/c0405008.asp>>。
なお、太陽電池に関しては、欧州委員会が再生可能エネルギーの研究を奨励するため、2億ユーロの予算を計上し、とくに、高効率のCIS系薄膜太陽電池や窓に取り付ける薄膜シリコン太陽電池の振興を奨励している。欧州委員会再生可能エネルギー局長は「バイオエネルギーは、高度技術と投資が必要であるが、長期的にはエネルギー消費の主流になる」と述べている(注(17), *La Tribune*, 15 décembre 2004)。
- (30) 「エネルギーに関する世論(2004年6月)」。フランス経済・財政・産業省サイト：<<http://www.industrie.gouv.fr/energie/statisti/ins-barometre5.htm>>

参考文献 (注で用いたものを除く。)

- (1) 「EUにおける再生可能エネルギーのシェア(2004年5月27日)」。EUサイト：<http://europa.eu.int/comm/energy/res/documents/country_profiles/2004_0547_sec_country_profiles_en.pdf>
- (2) 「2003年再生可能エネルギー生産・消費一覧(2004年5月)」。フランス経済・財政・産業省サイト：<http://www.industrie.gouv.fr/energie/renou/textes/se_bilan2.htm>
- (3) 「首相、バイオ燃料による持続可能な発展を支持(2005年2月2日ニュース)」。フランス首相官邸サイト：<<http://www.premier-ministre.gouv.fr/>>

[information/actualites_20/biocarburants_premier_ministre_confirme_52203.html](http://www.industrie.gouv.fr/energie/renou/textes/se_bilan2.htm)>

- (4) 伊勢公人、藤井朋広、大西健一「欧州諸国の再生可能エネルギー発電に対する支援策—不確実性の下での政策オプションの選択とは」『海外電力』45(10), 2003.10, pp.15-17.
- (5) 「原子力オピニオン：欧州加圧水型炉(EPR)建設を選択肢の一つに—フランス政府、エネルギー白書を発表(2004年1月)」。経済産業省サイト(原子力のページ)：<<http://www.atom.meti.go.jp/opinion/2004/01/main02.html#Anchor-59404>>
- (6) 「フランスの電気事業(2004年2月)」。社団法人海外電力調査会(JEPIC)サイト：<<http://www.jepic.or.jp/overseas/stance/france.html>>
- (7) 新聞
- ・ *Le Monde*
17 février 2004, p.I-III[économie] /28 mai 2004, p.11 /29 juin 2004, p.15 /20-21 février 2005, p.13 /22 février 2005, p.13.
 - ・ *Le Figaro* 9 juin 2004, p.IV[économie].
 - ・ *Libération* 8 septembre 2004, p.12 /2 février, 2005, p.14.

[2005年5月31日脱稿]

【追記】

なお、エネルギー基本法案は、本稿脱稿後の2005年7月13日、「エネルギー政策の基本方針を定める2005年7月13日の計画法律第2005-781号(Loi n° 2005-781 du 13 juillet 2005 de programme fixant les orientations de la politique énergétique)」として成立した。本稿IV(2)に掲げたエネルギー基本法案の各項目は、最終的に、①→第2条及び第3条、②→第4条、③→第30条、⑤→第33条として規定され、④は第2議会以降の審議過程で削除された。

(ふくい ちえ・海外立法情報課)